

【消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No. 1	消防法施行規則第 6 条第 7 項の規定によると、消火器具の能力単位の数値の合計数が二未満であれば、能力単位を満たす水バケツ（容量ハリットル以上のもの三個を一単位とする）の設置でもよいか。この場合において、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定による点検報告については、簡易消火用具の外形及び水量等のみの点検となると解してよいか。	お見込みのとおりです。	無
No. 2	これまで、床面積によっては火器を取り扱う飲食店においても、消火器の設置が義務付けられていなかった事に驚きました。 一般家庭でも、消火器を保有している家庭は一定数あると思われます。（我が家にもあります。） 一般的な 10 型の消火器であれば、1 本 4～5000 円程度で 10 年間使用できる訳ですから、コストも問題にはならないと思われますので、ぜひ、義務付けて頂きたいと思います。	賛成意見として承ります。	無
No. 3	「火を使用する設備又は器具」にはどのようなものが該当するのか、示していただきたい。	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」が該当します。なお、今回消火器具の設置が義務付けられる飲食店等においては、調理のために用いる設備又は器具が該当します。	無

No. 4	火を使用しないＩＨコンロ等を除外しているが、これはＩＨコンロ等の安全性が確認されているという理由からか。	火を使用しない設備・器具が出火原因となった火災件数が限定的であることを踏まえ、「火を使用する設備又は器具」に限定しています。	無
No. 5	「火を使用する設備」を設けた飲食店等に限定して消火器具の設置義務を課すべきではないのか。	「火を使用する器具」が出火原因となった火災件数も相当数に上ることから、「火を使用する器具」を設けた飲食店等についても消火器具の設置を義務付けることとしています。	無
No. 6	「火を使用する設備又は器具」を設けた飲食店等に限らず、すべての飲食店に消火器具の設置を義務付けるべきではないのか。	小規模飲食店等における火災は、こんろに起因する火災が大半を占めることから、こうした「火を使用する設備又は器具」を設けた飲食店等に限定したものです。	無
No. 7	改正案第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する「火を使用する設備又は器具」とは、消防法施行令第 5 条に規定する「対象火気設備等」及び同令第 5 条の 2 に規定する「対象火気器具等」を指すのか。	消防法第 9 条に規定する「火を使用する設備」及び「火を使用する器具」を指しています。	無
No. 8	「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」と「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」を対象とされなかったのは何故でしょうか。	火を使用しない設備・器具が出火原因となった火災件数が限定的であることを踏まえ、「火を使用する設備又は器具」に限定しています。	無
No. 9	「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」において位置構造等の規制対象としては「火を使用する」も「火災の発生のおそれのある」も同等と取り扱っ	火を使用しない設備・器具が出火原因となった火災件数が限定的であることを踏まえ、「火を使用する設備又は器具」に限定しています。	無

	ているのに対し、消火器の規制対象としては両者を区別する理由を示していただきたい。		
No. 10	火を使用する設備は調理を目的とするものが該当するのか。ストーブ等は該当しないのか。	調理を目的とするものは、「火を使用する設備」に該当します。詳細については、今後通知等によりお示しして参ります。	無
No. 11	「防火上有効な措置」とは具体的にどのようなものを指すのか、示していただきたい。	「調理油過熱防止装置」、「自動消火装置」又は「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」を設けることをいいます。 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいいます。 「自動消火装置」とは、厨房設備等における温度上昇を感知して自動的に消火薬剤等を放射することにより、火を消す装置をいいます。 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」とは、カセットコンロに設けられ、加熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して自動的にボンベを外す装置（いわゆる「圧力感知安全装置」）等が該当します。 詳細については、今後通知等によりお示しして参り	無

		ます。	
No. 12	卓上用のカセットコンロ等小規模の調理器具の場合で揚げ物料理等をしない場合でも消火器を設置する必要があるのか。	カセットコンロには、いわゆる「圧力感知安全装置」が設けられており、「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」に該当することから、カセットコンロのみを設けた飲食店等においては、消火器具の設置義務の対象から除外されます。	無
No. 13	調理油加熱防止装置とは、コンロ毎全てに油温設定が可能な物も該当するのか。	自動的に火を消す装置であれば該当するものと考えています。	無
No. 14	消防法施行規則改正案第5条の2に規定する「自動消火装置」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」第11条に規定する「自動消火装置」と同義でしょうか。	お見込みのとおりです。	無
No. 15	調理油過熱装置自体は一般的に認知されているものと思いますが、その機能が査察時に「危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」であることをどのように確認することを想定されていますか。	調理油過熱装置を有するものには、「P Sマーク」や、いわゆる「S iセンサー」のマークの表示がなされているため、これらの表示の有無等によって確認することができると考えています。	無

No. 16	「防火上有効な措置」として、「火を使用する設備又は器具」からの離隔距離や建物の内装制限も追加すべきではないか。	今回の改正にあたっては、「火を使用する設備又は器具」の火災危険性に着目していることから、飲食店等における離隔距離や内装の要件は規定しないこととしています。	無
No. 17	消防法施行規則改正案第5条の2に規定する「防火上有効な措置」には、維持管理の義務が課せられていないことから、これらの装置が正常に機能しなくても把握できないおそれがありますが、ご見解をお示してください。	「防火上有効な措置」として「火を使用する設備又は器具」が有効に機能するよう、適正な維持管理を促進して参ります。	無
No. 18	調理油過熱防止装置については、平成21年9月30日以降販売されるガスコンロは調理油過熱防止装置の装着が必要となっており、改正案で規定されている「防火上有効な装置」のいずれかの措置を講じた場合は、令第10条第1項第1号口の適用除外となるので、今後は適用を受ける対象が少なくなることになると考えられます。	調理油過熱防止装置の設置が義務付けられたのは、一般家庭用ガスコンロに限定されていることから、消火器具の設置義務が課される飲食店等が少なくなることになるとは言えないと考えられます。	無
No. 19	3つ口コンロについては、すべての火口に調理油過熱防止装置が設置されていないと、「防火上有効な措置」が講じられたものとして、消火器具の設置を免除すべきではない。	3つ口コンロについては、すべての火口に調理油過熱防止装置が設置されていなければ、「防火上有効な措置」として総務省令で定める措置が講じられたもの」として捉えられず、消火器具の設置義務は免除されません。	無
No. 20	「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」とは、防	防火ダンパーは、排気ダクトを閉鎖することで、ダクト内への炎の進入を遮断するものですが、自動	無

	火ダンパー等の装置を指していると思われますが、防火ダンパーについては、維持管理が適正にされていないダクトは油脂類の付着により有効に作動しない場合が考えられることから、「防火上有効な措置」による消火器の設置適用除外はしない方がよいと考えます。	的に火を消す装置ではないことから、消防法施行規則改正案第5条の2に規定する「危険な状態の発生を防止」するものには該当しないため、消火器具の設置義務が除外されるものではありません。	
No. 21	消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（3）項に掲げる防火対象物（飲食店等）だけでなく、（4）項（百貨店等）、（6）項ハ（5）（就労継続支援施設等）、（12）項（工場等）又は（15）項（事業場）についても、「火を使用する設備又は器具」を使用して調理等を実施している場合があるので、消火器具の設置義務化の対象とすべきではないか。飲食店等に限定した理由は何か。	飲食店等とその他の用途（住宅を除く。）におけるこんろ等を火元とする出火件数を比較した結果、飲食店等において発生した件数は、他の用途における件数を大きく上回っていたことから、今回の改正にあたっては、飲食店等に限定して消火器具の設置義務を課すこととしたものです。	無
No. 22	一律に飲食店等に対して消火器具の設置義務をかけるのではなく、例えば、木造密集地域の飲食店等や、強風が予想される地域に限定して義務付けるべきではないか。	木造密集地域や強風が予想される地域以外に存する飲食店等であっても火災危険性を有していることや不特定多数の者が利用する防火対象物である性質を踏まえ、お示しいただいたような地域に限定せずに、消火器具の設置を義務付けることとしています。	無
No. 23	消火器具が設置されていたら糸魚川の大火を防ぐことができたのか。こんろから人が離れていたことを問題視すべきではないのか。火災と消火器具の設置義務化の因果関係がはっきりしない。	糸魚川市大規模火災を契機としてこんろ等の火災危険性について検討を行った結果を踏まえ、今回改正を行うことといたしました。具体的には、延べ面積150㎡未満の建築物で発生したこんろ火災の約8割が飲食店等において発生していることから、飲	無

		食店等における初期消火体制を強化するため、消火器具の設置を義務付けることとしています。	
No. 24	消防法施行規則の改正案において、現行第5条の2の条文を第5条の3にずらすのではなく、新設する規定を第5条の3として規定できないのか。	新設する規定は、消防法施行令施行令第10条第1項第1号を根拠として規定されることから、同項第5号を根拠として規定されている現行の消防法施行規則第5条の2よりも前に規定することとしています。	無
No. 25	今回新たに消火器具の設置義務が課せられる飲食店等において設置する消火器具は、「火を使用する設備又は器具」の各部分から歩行距離20メートル以内の場所とすべきではないか。	「防火対象物の各部分」には「火を使用する設備又は器具を設けた場所」も含まれることから、「火を使用する設備又は器具」の各部分からも歩行距離が20メートル以内となるように設置される必要があります。	無
No. 26	複合用途防火対象物の場合、消防法施行規則改正案第6条第5項ただし書きで規定している「延べ面積」とは、「複合用途防火対象物全体の延べ面積」と「令別表第一（3）項の用に供する部分の面積の合計」いずれを指すのか。また、後者の場合その根拠は消防法施行令第9条と考えてよいのか。	後者を指しており、お見込みのとおりです。	無
No. 27	消防法施行令の一部を改正する政令第10条第1号口で、「別表第一(三)項に掲げる防火対象物」を「別表第一(三)項に掲げる防火対象物（延べ面積が150平方メートル未満のものに限る。）と規定した方が、今まで義務がなかった	消防法施行令第10条第1項第1号は、延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務付けられる防火対象物又はその部分を規定していることから、改正案のとおり規定しています。	無

	小規模な飲食店等に消火器の設置を義務付ける今回の改正趣旨を端的に表現でき、からみると妥当と思われる。		
No. 28	飲食店等に消火器具の設置と点検を義務付けるよりも、火気使用設備への安全装置設置の推進を進めた方がよいのではないか。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 29	近年の風呂釜やコンロ火災の減少は安全装置の普及によるものが大きな理由となっていると考えられることから、安全装置の設置を優先的に推進することにより、より確実な出火防止対策を実施できるものと考えます。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 30	防火上有効な措置の過熱防止装置、自動消火装置などの安全装置の特性について理解が必要であり、過信や間違った使い方により事故につながることを周知する必要があると思います。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 31	小規模飲食店や一般住宅へは、注意喚起は勿論であるが、コンロの油鍋等の着火時の消火器以外での初期消火方法を、もっと積極的にわかりやすく具体的に周知すべきと考えます。（消火器の設置推奨を前提として）	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 32	煙式の火災報知器を店内の厨房室のみ設置させるほか、無線連動式で店外に警報音を発する警報器を開発し設置義務化した方がよいと考える。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無

No. 33	糸魚川市における火災は、古い木造建築物が密集（防火地域など）しており、強風の中で隣棟へ延焼拡大し、地域の消防力では消火することができなかったためなので、火災警報を地域性を考慮し早期に発して、地域住民に警戒させるとともに、消防車で市街地を巡回させるなどの改善策を検討されては如何と考えます。	いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無
No. 34	飲食店等に設置される「火を使用する設備又は器具」が一般家庭並みの火力を有するものである場合、住宅用消火器の設置で良しとするべきと思いますが、いかが取り扱う予定でしょうか。	一般住宅と異なり、飲食店等は不特定多数の者が利用することから、初期消火を適切に実施する必要性が高いため、住宅用消火器の設置は認められません。	無
No. 35	消火器具に係る定期的な点検及び報告について、容易で安価な点検報告方法や、3 年程度での新品交換による代替について検討いただきたい。	消火器の点検方法及び点検結果報告書の記入要領を示したパンフレット等並びに消火器の点検結果報告書の作成を支援するスマートフォンアプリを作成中であり、いただいた御意見も踏まえて、引き続き検討して参ります。	無
No. 36	消火器では、火災防止の措置として全然足りないと思われるのではあるが、飲食を業務とする店舗に導入するのに相応程度の設備（パッケージ型自動消火設備等）を導入させる措置に先立っての、ごく安価に行える緊急の措置として、本改正に賛成である。	賛成意見として承ります。 いただいた御意見は、今後の予防行政に係る検討を行う上で、参考とさせていただきます。	無

○意見提出者数：25 件

※案について全く言及しておらず案と無関係と判断されるものが1件ありました。

